

独立行政法人労働安全衛生総合研究所役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）の理事長、理事及び監事（以下これらの者を「役員」という。）の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬の種類)

第2条 常勤の役員（以下「常勤役員」という。）の報酬は、俸給、特別地域手当、期末手当、勤勉手当及び通勤手当とする。

- 2 非常勤の役員（以下「非常勤役員」という。）の報酬は、非常勤役員手当とする。
- 3 研究所の業務について生じた実費の弁償は、報酬に含まれない。

(報酬の支払方法)

第3条 役員の報酬は、全額通貨で支給する。ただし、法令に基づき当該役員の報酬から控除すべきもの及び当該役員が報酬から控除することを承諾したものがあつた場合には、その金額を控除する。

- 2 役員が希望した場合は、前項の規定にかかわらず、報酬は、当該役員の指定する金融機関の口座に振り込むこととする。

(俸給の月額)

第4条 常勤役員の俸給の月額は、次のとおりとする。

一 理事長

一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）で定める指定職俸給表第4号俸相当額の範囲内において別に定める額とする。

二 理事

一般職給与法で定める指定職俸給表第3号俸相当額の範囲内において別に定める額とする。

三 監事

一般職給与法で定める指定職俸給表第3号俸相当額の範囲内において別に定める額とする。

- 2 非常勤役員の非常勤役員手当の月額は予算の範囲内で別に定める額とする。
- 3 理事長は、一般職給与法、民間企業の役員報酬等、研究所の業務の実績及び中期計画に定める人件費の見積もりその他の事情を考慮して、前項で規定した俸給の月額を予算の範囲内で増額又は減額することができる。

(報酬の支給方法)

第5条 役員の報酬（期末手当、勤勉手当及び通勤手当を除く。以下この条において同じ。）の支給日は、毎月16日とし、当月1日から当月末日までの報酬を支給する。ただし、16日が休日に当たるときは前日（その日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日。）とする。

(特別地域手当)

第6条 特別地域手当は、一般職給与法第11条の3の規定に準じて常勤役員に対し支給す

る。

- 2 特別地域手当の月額、俸給の月額に、次の各号に掲げる在勤地域に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - 一 東京都清瀬市 100分の15
 - 二 神奈川県川崎市 100分の12
- 3 常勤役員がその在勤する地域を異にして異動（これらの役員が当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると理事長が認めた場合に限る。）した場合において、当該異動後に在勤する地域に係る特別地域手当の支給割合（以下この号において「異動後の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に受けていた特別地域手当の支給割合（以下この号において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなるときは、当該役員には、当該異動の日から2年を経過するまでの間（2年目の支給割合が異動後の支給割合以下となるときは、当該異動の日から1年を経過するまでの間）、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の特別地域手当を支給することができる。
 - 一 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合
 - 二 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

（日割り計算）

- 第7条 新たに役員となった者には、その日から報酬（期末手当、勤勉手当及び通勤手当を除く。以下この条において同じ。）を支給する。
- 2 役員が退職したときは、その日まで報酬を支給する。
 - 3 役員が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。
 - 4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（期末手当）

- 第8条 期末手当は6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して、それぞれの基準日の属する月の第5項に規定する日（以下「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し又は死亡した常勤役員についても同様とする。
- 2 国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き常勤役員となるため退職をし、かつ、引き続き常勤役員となった場合におけるその者の常勤役員としての引き続きた在職期間には、先の国家公務員としての在職期間を含むものとする。
 - 3 前項の規定により常勤役員となる前の在職期間を期末手当にかかる在職期間に含む場合であっても、常勤役員となる前に在職した役職員として退職手当が支給されたときは、当該退職手当の基礎となった在職期間は含まないものとする。
 - 4 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤役員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において常勤役員が受けるべき俸給及び特別地域手当の月額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び特別地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に次項で定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、理事長はその者の職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

きる。

一	6 箇月	100 分の 100
二	5 箇月以上 6 箇月未満	100 分の 80
三	3 箇月以上 5 箇月未満	100 分の 60
四	3 箇月未満	100 分の 30

5 前項で規定する割合は、次に掲げる割合（以下「支給割合」という）とする。

基準日	支給割合
6 月 1 日	100 分の 62.5
12 月 1 日	100 分の 77.5

6 期末手当の支給日はそれぞれ 6 月 30 日、12 月 10 日とする。ただし、支給日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日に支給する。

（勤勉手当）

第 8 条の 2 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する常勤役員に対し、基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の勤務成績及び在職期間に応じて第 5 項に規定する日にそれぞれ支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し又は死亡した常勤役員についても同様とする。

2 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて常勤役員となるため退職をし、かつ、引き続いて常勤役員となった場合におけるその者の常勤役員としての引き続いた在職期間には、先の国家公務員としての在職期間を含むものとする。

3 前項の規定により常勤役員となる前の在職期間を勤勉手当にかかる在職期間に含む場合であっても、常勤役員となる前に在職した役職員として退職手当が支給されたときは、当該退職手当の基礎となった在職期間は含まないものとする。

4 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において常勤役員が受けるべき俸給及び特別地域手当の月額並びに俸給の月額に 100 分の 25 を乗じて得た額並びに俸給及び特別地域手当の月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に下記表 1 の勤務期間の割合を乗じて得た額に、下記表 2（懲戒処分を受けた常勤役員にあっては、下記表 3）の成績率を乗じて得た額を支給する。この場合において、常勤役員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該合計額に 100 分の 85 を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

表 1

勤務期間	割合
6 月	100 分の 100
5 月 15 日以上 6 月未満	100 分の 95
5 月以上 5 月 15 日未満	100 分の 90
4 月 15 日以上 5 月未満	100 分の 80
4 月以上 4 月 15 日未満	100 分の 70
3 月 15 日以上 4 月未満	100 分の 60
3 月以上 3 月 15 日未満	100 分の 50
2 月 15 日以上 3 月未満	100 分の 40
2 月以上 2 月 15 日未満	100 分の 30
1 月 15 日以上 2 月未満	100 分の 20
1 月以上 1 月 15 日未満	100 分の 15
15 日以上 1 月未満	100 分の 10

15日未満 0日	100分の5 0
-------------	-------------

表2

勤務成績	成績率
優秀	100分の101以上185未満（平成26年12月期） 100分の92以上170未満（平成27年6月期以降）
良好	100分の87.5（平成26年12月期） 100分の80（平成27年6月期以降）
良好でない	100分の87.5未満（平成26年12月期） 100分の80未満（平成27年6月期以降）

表3

懲戒処分	成績率
停職	100分の22.5以下（平成26年12月期） 100分の20.5以下（平成27年6月期以降）
減給	100分の44以下（平成26年12月期） 100分の40.5以下（平成27年6月期以降）
戒告	100分の66以下（平成26年12月期） 100分の60以下（平成27年6月期以降）

5 勤勉手当の支給日はそれぞれ6月30日、12月10日とする。ただし、支給日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日に支給する。

（期末手当及び勤勉手当に係る不支給等）

第8条の3 次の各号のいずれかに該当する者には、第8条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当及び勤勉手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当及び勤勉手当）は、支給しない。

一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第23条第2項第2号又は第3項の規定に基づく解任により退職した常勤役員

二 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した常勤役員（前号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日ま

での間に禁錮以上の刑に処せられたもの

三 次項の規定により期末手当及び勤勉手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

四 基準日前1箇月以内に退職した常勤役員で、その退職に引き続いて国家公務員となったもの

2 理事長は、支給日に期末手当及び勤勉手当を支給することとされていた常勤役員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当及び勤勉手当の支給を一時差し止めることができる。

一 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

二 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当及び勤勉手当を支給することが、研究所の信用を確保し、期末手当及び勤勉手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

3 理事長は、前項の規定による期末手当及び勤勉手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当及び勤勉手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当及び勤勉手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

（通勤手当）

第9条 通勤手当は、一般職給与法第12条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

2 通勤手当の額は、一般職給与法第12条第2項に規定する額とする。

3 通勤手当は、支給単位期間等（人事院規則9-24第18条の2に規定する支給単位期間等をいう。）に係る最初の月の5条に規定する役員の報酬の支給定日に支給する。

4 通勤手当を支給される役員につき、離職その他の事由が生じた場合には、当該役員に国家公務員の例に準じた額を返納させるものとする。

5 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じる。

(端数処理)

第10条 この規程により計算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。ただし、減額する場合の1時間当たりの報酬額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

附 則

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

第2条 平成18年3月31日現在において独立行政法人産業安全研究所又は独立行政法人産業医学総合研究所（以下「旧研究所」という。）に在職する役員であつて、施行日に研究所の役員に任命された者の第8条第4項に規定する在職期間には、その者の旧研究所としての在職期間を含むものとする。

第3条 平成18年4月1日から平成22年3月31日までの期間における第6条第2項に規定する特別地域手当の支給割合については、「100分の15」又は「100分の12」とあるのは、「100分の10」又は「100分の11」とする。

附 則

第1条 この規程は、平成21年6月1日から施行する。

第2条 平成21年4月1日以後の期間における第6条第2項に規定する割合については、「100分の15」とあるのは「100分の12」とする。

第3条 平成21年6月に支給する第8条第4項に規定する期末手当の適用については、「一般職給与法第19条の4第2項に定める支給割合に準じた割合」とあるのは「100分の70」とする。平成21年6月に支給する第8条の2第4項に規定する勤勉手当の適用については、「100分の85」とあるのは「100分の75」と、表2中「100分の92以上170以下」とあるのは「100分の80.5以上150以下」と「100分の80」とあるのは「100分の70」と、「100分の80未満」とあるのは「100分の70未満」とする。

附 則

第1条 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

第2条 平成21年12月に支給する第8条の2第4項に規定する勤勉手当の適用については、「100分の80」とあるのは「100分の85」とする。

附 則

第1条 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

第2条 平成22年12月に支給する第8条第4項に規定する期末手当の適用については、同項の規定により算定される期末手当の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。

一 平成22年4月1日において役員が受けるべき俸給及び特別地域手当の月額合計額

に100分の0.28を乗じて得た額に、同年4月から同年11月までの月数を乗じて得た額

二 平成22年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

附 則

第1条 この規程は、平成23年3月31日から施行する。

附 則

この附則は、臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）の成立を受け、これに関し、厚生労働省からの国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、役職員の給与について必要な措置を講ずるよう要請があったところである。ついては、東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の支出の削減に寄与することを目的として、独立行政法人労働安全衛生総合研究所役員報酬規程（以下「報酬規程」という）の特例を定めるものである。

（施行期日）

第1条 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（報酬規程の特例）

第2条 規定の施行の日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）

においては、報酬規程第4条第1項各号に掲げる俸給表の適用を受ける役員に対する俸給月額を支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に次に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。100分の9.77

2 特例期間においては、報酬規程に基づき支給される報酬のうち次に掲げる報酬の支給に当たっては、次の各号に掲げる報酬の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 特別地域手当 当該役員の俸給月額に対する特別地域手当の月額に当該役員の支給減額率を乗じて得た額に対する特別地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額

二 期末手当 当該役員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

三 勤勉手当 当該役員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

（平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

第3条 平成24年6月に役員に支給する期末手当の額は、独立行政法人労働安全衛生総合研究所職員給与規程平成24年3月1日施行附則第5条に準じるものとする。

附則

（施行期日）

第1条 第8条の2第4項の改正規程（勤勉手当関係）は、平成26年12月1日から施行する。

（平成26年12月に常勤役員に支給する勤勉手当の額の総額）

第2条 平成26年12月に常勤役員に支給する勤勉手当の額の総額は、第8条の2第4項の規定にかかわらず、基準日現在（退職し、又は死亡した常勤役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において常勤役員が受けるべき俸給及び特別地域手当の月額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び特別地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の92.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。